標柱七十一号から一八九度五〇分五八秒　七十二号
〇・九〇〇メートルの地点
標柱七十二号から二六度一七分一二秒　七十三号
三・五九〇メートルの地点
標柱七十三号から二六九度四〇分一五秒　七十四号
二・九五九メートルの地点
標柱七十四号から二八三度三九分三五秒　七十五号
八・五六二メートルの地点
標柱七十五号から一八六度三六分二七秒　七十六号
九・二五五メートルの地点
標柱七十六号から一九〇度四〇分一六秒　七十七号
三・〇七八メートルの地点
標柱七十七号から二一五度一五分二三秒　七十八号
一〇・三九一メートルの地点
標柱七十八号から二三三度二〇分五五秒　七十九号
一九・〇八六メートルの地点
標柱七十九号から一九一度四三分五六秒　八十号
六四・九七五メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
七塚川左支渓一、七塚川右支渓二及び七塚川右支渓三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区武田山山本町六一林班ろ小班地内三等三角点武田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第千四百三十三号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から三七度三二分一八秒　九一六・五九一メートルの地点　一号
標柱一号から一八四度三三分一八秒　二〇・五七五メートルの地点　二号
標柱二号から二一二度四四分三六秒　一・二九二メートルの地点　三号
標柱三号から二六七度一三分四七秒　一四・〇八九メートルの地点　四号
標柱四号から一六六度四三分五〇秒　一九・五五三メートルの地点　五号
標柱五号から二一二度一八分三六秒　二六・一〇八メートルの地点　六号
標柱六号から二六二度四五分一八秒　二〇・〇一四メートルの地点　七号
標柱七号から一七三度五二分二六秒　五・四三五メートルの地点　八号
標柱八号から二四二度四分一一秒　五・二五六メートルの地点　九号
標柱九号から三二〇度二分二五秒　三五・四三八メートルの地点　十号
標柱十号から二九九度四分六秒　六・九四二メートルの地点　十一号
標柱十一号から一八八度三五分一六秒　六・五一六メートルの地点　十二号
標柱十二号から一九四度二七分三三秒　五・八四七メートルの地点　十三号
標柱十三号から三三一度五七分五二秒　二三・九四四メートルの地点　十四号
標柱十四号から三五〇度二三分三六秒　一二・六〇二メートルの地点　十五号
標柱十五号から三五〇度二七分七秒　一〇・七七九メートルの地点　十六号
標柱十六号から三度三八分三二秒　一一・八二二メートルの地点　十七号
標柱十七号から三四度二九分四二秒　一五・〇一五メートルの地点　十八号
標柱十八号から三〇〇度五五分三五秒　一〇・八二〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から七三度二一分一秒　一二・七五〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から一六三度二〇分五四秒　二〇・〇〇〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一六三度二九分四二秒　二〇・〇〇〇メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一五三度三分二〇秒　一八・七一二メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一三一度三分二九秒　一一・九二一メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一二二度三分一一秒　二七・三四一メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一〇九度二三分八秒　八・六一六メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から七四度二八分四三秒　七・七二一メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から四一度四分三三秒　七・二九五メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から三五五度五九分二六秒　九・四八二メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から三四六度五一分五九秒　三四・六九八メートルの地点　三十号
標柱三十号から六九度九分三七秒　一五・九五五メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から六九度一一分三一秒　五・五九一メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一〇一度三八分二六秒　一〇・七四〇メートルの地点　三十三号

○国土交通省告示第千三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
才田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県府中市本山町字大石谷門田一五五番三地内四等三角点本山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三一二度四一分〇秒　六六六・三四五メートルの地点　一号
標柱一号から二七一度〇七分〇秒　一八・五一三メートルの地点　二号
標柱二号から二五〇度四六分〇五秒　四〇・五七一メートルの地点　三号
標柱三号から三三三度四八分二七秒　四八・四二六メートルの地点　四号
標柱四号から六度一五分一三秒　二六・九二九メートルの地点　五号
標柱五号から三五六度〇九分二〇秒　三三・一三四メートルの地点　六号
標柱六号から一六度一六分一八秒　二九・七七二メートルの地点　七号
標柱七号から三〇七度四九分〇五秒　二二・九九四メートルの地点　八号
標柱八号から六七度〇九分三五秒　一一・一一九メートルの地点　九号
標柱九号から一三〇度五八分二〇秒　二三・七七五メートルの地点　十号
標柱十号から一七三度〇九分五六秒　一四・七一五メートルの地点　十一号
標柱十一号から一八九度五四分五四秒　一七・八八〇メートルの地点　十二号
標柱十二号から一三九度三一分一九秒　二〇・五〇一メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三三度〇二分〇七秒　二七・二五八メートルの地点　十四号
標柱十四号から五六度一二分四二秒　一六・〇六〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一二〇度一〇分〇八秒　一〇・九四五メートルの地点　十六号
標柱十六号から一九五度二二分一五秒　二八・七九七メートルの地点　十七号
標柱十七号から一二三度五五分〇六秒　五・四〇六メートルの地点　十八号
標柱十八号から一三七度四八分三四秒　一〇・九七八メートルの地点　十九号
標柱十九号から一六五度一一分五三秒　一二・六六二メートルの地点　二十号
標柱二十号から一三〇度一九分〇秒　一・九〇三メートルの地点　二十一号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
湯船川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県尾道市御調町高尾九三番地内電子基準点御調を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第百二十三号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から六七度二七分一〇秒　五三三三・四二五メートルの地点　一号
標柱一号から一六五度四二分二三秒　四一・三八九メートルの地点　二号
標柱二号から二〇九度三六分一四秒　一〇・一六〇メートルの地点　三号
標柱三号から二二四度〇分一九秒　八〇・五七六メートルの地点　四号
標柱四号から三一五度三二分二秒　八・九〇四メートルの地点　五号
標柱五号から三五七度四五分一五秒　二七・三七二メートルの地点　六号
標柱六号から二〇度一〇分二三秒　五五・五四五メートルの地点　七号
標柱七号から四四度三六分四六秒　四三・九二〇メートルの地点　八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
江谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（昭和五十五年建設省告示第七百九十号で指定した同号三十九に掲げる土地の区域を除く。）
広島県三次市作木町森山東字上江谷
二七番一
二八番二、二八番五及び二八番六
三五番二から三五番五まで
三七番三